

協議事項9. 令和6年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）生活交通確保維持改善計画について

## 生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和5年6月16日

（名称）飛騨市公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称
飛騨市地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>飛騨市内は、東海旅客鉄道高山本線と、濃飛乗合自動車（以下、濃飛バス）のバス路線のほか、飛騨市運行バスにより地域公共交通が担保されている。以前は濃飛バスと市運行バスとの重複区間が存在し、料金や乗り方などがそろっていなかったこと、市運行バスが合併前の各町村バスからほとんど見直されていなかったことから、移動ニーズに対応できていなかった。そこで平成27年3月に飛騨市地域公共交通網形成計画（以下、網計画）を策定し、市内全域からの高校通学や通院・買物移動を可能にすることを目的とした再編方針を定め、市運行バスの抜本的な再編を行うとともに、運賃を旧町村内と旧町村間の2段階のみとするなどの見直しを、地域公共交通再編事業を活用して行った。結果として、市内高校へのバス通学利便性が大幅に向上し、入学者が大幅に増加するなどの成果が得られた。</p> <p>網形成計画の後継計画として、令和3年3月に飛騨市地域公共交通計画を策定した。それまでの路線網では非効率な部分や、地域住民のニーズに合わない部分が散見されたことから通学や通院・買物移動のサービス水準は担保しつつ、「持続可能なサービスの確保・充実」「成長する地域公共交通サービス」「まちづくりへの寄与、上位計画との整合性」を方針として維持・改善を進めることとしている。この路線網を構成する飛騨市運行バスは基本的に市・県の補助で運行するが、一部路線については、地域内フィーダー系統に位置づけ国庫補助を得て運行するものである。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
<p>飛騨市地域公共交通計画では「各路線あたりの利用者数」について定量的な目標を設定しており、令和6年度～令和8年度の3カ年度の数値目標については、<b>その数値を目標値として設定する。</b></p> <p>また、飛騨市地域公共交通計画において地域路線・市街地線・小規模輸送全体での収支率を5%以上とする目標が定められている。本計画の対象路線には収支率が高い「かみおか循環乗合タクシー」が含まれており、<b>燃料費高騰による影響を考慮し、収支率目標は前年度実績以上とする。</b></p> <p>■路線別利用者数目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・かみおか循環乗合タクシー 10,000人(8,322人)</li> <li>→協議事項の承認をもって、路線名を改める</li> <li>・神原線 1,500人(1,600人)</li> <li>・吉田線 5,500人(5,018人)</li> <li>※( )は昨年度実績、</li> </ul> <p>■収支率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収支率を6.38%以上(3路線の平均値)</li> </ul>

(2) 事業の効果
<p>フィーダー系統を運行することで、飛騨市内の公共交通空白地が解消され、地域公共交通計画が目標として定めている、日常生活に必要な移動手段が確保される。</p> <p>濃飛バス高山神岡線などの幹線バス路線のバス停に接続することにより、市中心部や高山市方面へのアクセスが向上し、高校通学が可能となるとともに、高齢者の外出が促進され、買い物等により地域経済の活性化に寄与することも期待される。</p>
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<p><b>【利用促進・啓発事業】</b></p> <p>整備した地域公共交通をより多く利用してもらうために以下の取組を実施する。</p> <p>&lt;地域公共交通を利用していない地域住民に対する利用促進&gt;</p> <p><b>地域公共交通を知ってもらう機会を創出するため、市民と協働し、地域住民を対象としたイベント（セミナー等）の実施（飛騨市・地域住民）</b></p> <p>&lt;地域公共交通を利用している地域住民に対する利用促進&gt;</p> <p>地域公共交通への愛着醸成や定期的・積極的な利用につなげるため、病院・商業施設・温泉等と連携し公共交通利用時の付加サービス導入を検討、実施する（飛騨市・事業者）</p> <p>&lt;通学利用の促進&gt;</p> <p>高校生が積極的に地域公共交通を使うよう、市内高校の一日体験入学の時期において、地域公共交通を使った通学方法の案内や無料乗車券を配布。（飛騨市）</p> <p>&lt;来訪者に対する地域公共交通情報の提供&gt;</p> <p>初めて飛騨市に来訪される方でも利用しやすい環境を整備するため、市HP改修や観光向けチラシを作成するなど来訪者目線でのわかりやすい情報発信を行う。（飛騨市）</p> <p>（飛騨市地域公共交通計画 P52～P54）</p>
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者
表1を添付
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
飛騨市
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
飛騨市 濃飛乗合自動車(株)
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 <b>【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</b>
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要 <b>【地域間幹線システムのみ】</b>
該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 <b>【地域間幹線システムのみ】</b>
該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <b>【地域間幹線システムのみ】</b>

該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 <b>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</b>
該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b>
表5を添付
13. 車両の取得に係る目的・必要性 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし

20. 協議会の開催状況と主な議論		
期 日	会 議 名	事 業 内 容
令和2年 7月20日	令和2年度 第1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度決算報告について</li> <li>・令和2年度予算について</li> <li>・令和2年度監査員の指名について</li> <li>・令和2年10月からの飛騨市公共交通の見直しについて</li> <li>・自家用有償旅客運送（市町村運営有償運送（交通空白輸送）の更新登録について</li> <li>・飛騨市地域公共交通網形成計画の変更について</li> <li>・令和3年度「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）生活交通確保維持改善計画」について</li> </ul>
令和2年 8月3日	令和2年度 第2回 （書面開催）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飛騨市の地域公共交通の崩壊を食い止めるための緊急アピールについて</li> </ul>
令和3年1 月21日	令和2年度 第3回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度地域公共交通確保維持改善事業の報告及び評価について</li> <li>・飛騨市地域公共交通計画について</li> <li>・実証実験神原峠線の期間延長について</li> </ul>
令和3年3 月24日	令和2年度 第4回 （書面開催）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飛騨市地域公共交通計画の策定について</li> </ul>
令和3年6 月9日	令和3年度 第1回 （書面開催）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度決算報告について</li> <li>・令和3年度予算案について</li> <li>・令和4年度「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）生活交通確保維持改善計画」について</li> <li>・令和3年度 飛騨市公共交通会議スケジュールについて</li> <li>・「神原峠線」実証実験後の方針について</li> </ul>
令和3年6 月25日	令和3年度 第2回 （書面開催）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自家用有償旅客運送（福祉有償運送）の更新について</li> </ul>
令和3年7 月30日	令和3年度 第3回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度監査員の指名について</li> <li>・神原峠線の実証実験期間終了後の運行について</li> <li>・山之村線の路線見直しについて</li> <li>・路線系統番号の表示について</li> <li>・飛騨市地域公共交通計画の一部改正について</li> <li>・自家用有償旅客運送（福祉有償運送）の変更について</li> </ul>
令和4年1 月17日	令和3年度 第4回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度地域公共交通確保維持改善事業の報告及び評価について</li> <li>・飛騨市地域公共交通計画の評価について</li> <li>・濃飛バス高山古川線のバイパス系統の新設について</li> <li>・飛騨市地域公共交通計画の一部改正について</li> <li>・おでかけひだしバス無料券の発行について</li> <li>・ひだまる神原線ミーティングポイントの変更について</li> </ul>
令和4年6 月10日	令和4年度 第1回 （書面開催）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度 飛騨市公共交通会議会計 決算報告について</li> <li>・令和4年度 飛騨市公共交通会議会計 予算案について</li> <li>・令和5年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）生活交通確保維持改善計画について</li> <li>・令和4年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）生活交通確保維持改善計画の変更について</li> <li>・濃飛バス高山古川線（バイパス系統）の見直しについて</li> <li>・ひだまる宮川線の見直しについて</li> </ul>

令和4年7月26日	令和4年度 第2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度監査員の指名について</li> <li>・令和4年度事業計画及び今後の方針について</li> <li>・ひだまる太江線の見直しについて</li> <li>・ひだまる神原線の見直しについて</li> <li>・ひだまる山之村線の見直しについて</li> <li>・バス停の見直し方針について</li> </ul>
令和5年1月18日	令和4年度 第3回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度地域公共交通確保維持改善事業の報告及び評価について</li> <li>・令和4年度事業計画の進捗及び令和5年度事業方針について</li> <li>・神岡町公共交通網の再編について</li> <li>・神岡町内通院支援タクシー助成券の導入について</li> <li>・バス停の見直しについて</li> <li>・ひだまるかみおか循環乗合タクシーの見直しについて</li> <li>・ひだまる山之村線の見直しについて</li> <li>・ひだまる桃源郷線及びひだまる稲越線の見直しについて</li> <li>・ひだまる月ヶ瀬線の見直しについて</li> <li>・ひだまる宮川線の見直しについて</li> <li>・ひだまる吉田線の見直しについて</li> </ul>

## 21. 利用者等の意見の反映状況

この生活交通確保維持改善計画は、飛騨市地域公共交通計画に基づいた計画であり、同計画については、市民の移動実態調査等の結果・考察を反映している。また、地域住民へのアンケート調査、利用者への聞き取り調査などを行い、路線・運行計画に反映している。

## 22. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	岐阜県都市建築部都市公園整備局公共交通課
関係市区町村	飛騨市 (市長、教育長、総務部長、市民福祉部長、商工観光部長)
交通事業者・交通施設管理者等	(公社)岐阜県バス協会 濃飛乗合自動車(株) ニュー飛騨観光バス(株) 古川タクシー(株) (株)宝タクシー 宮川タクシー(株) 社会福祉法人神東会 岐阜県交通運輸産業労働組合協議会 岐阜県タクシー協会 高山国道事務所 岐阜県古川土木事務所 飛騨警察署
地方運輸局	岐阜運輸支局
その他協議会が必要と認める者	飛騨市区長会等連絡協議会 飛騨市シニアクラブ連合会 岐阜県身体障害者福祉協会飛騨市支部 飛騨市社会福祉協議会 飛騨市観光協会 名古屋大学大学院教授

### 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 飛騨市古川町本町2番22号

(所属) 飛騨市役所 総務部 総務課

(氏名) 堀辺 洸介

(電話) 0577-73-7461

(e-mail) soummu@city.hida.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)				
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)	
飛騨市	飛騨市	(1) かもおか循環乗合 タクシー 系統2	神岡振 興事務 所	奥飛騨温泉 口、濃飛バス 神岡営業所、 割石温泉	神岡振 興事務 所	往 21.7km 復 km	244日	1,464回		路線定期	①	古川・神岡線(濃飛バス神岡営業所)	③	
		(2) 神原線		飛騨市内			244日	1,220回		区域運行	①	古川・神岡線(濃飛バス神岡営業所/流葉スキー場)	③	
		濃飛乗合自動車(株)	(3) 吉田線	濃飛バス 神岡 営業所	飛騨市民 病院	流葉ス キー場	往 18.3km 復 18.3km	362日	1,090回		路線定期	①	古川・神岡線(濃飛バス神岡営業所/流葉スキー場)	③
			(4) 吉田線	濃飛バス 神岡 営業所	飛騨市民 病院	吉田精 米所前	往 13.1km 復 13.1km	362日	606回		路線定期	①	古川・神岡線(濃飛バス神岡営業所/流葉スキー場)	③
			(5) 吉田線	濃飛バス 神岡 営業所		割石温 泉	往 4.8km 復 4.8km	309日	309回		路線定期	①	古川・神岡線(濃飛バス神岡営業所/流葉スキー場)	③

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	飛騨市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	17,523
交通不便地域等	22,538

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
22,538	全域	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
飛騨市地域公共交通計画	令和3年3月30日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2))(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7(ハ②(2))に基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)